

認定登録医制度・専門医再取得制度の導入について

2019年6月吉日

いつも心臓血管外科専門医制度にご協力くださいましてありがとうございます。

従来、我々の専門医制度では更新条件を満たさない専門医（猶予申請認定者は除く）は専門医資格失効となっていました。そのために再受験されたり、現役でご活躍中の専門医が専門医資格を維持することを諦められる例などが出て問題となっていました。また、認定修練施設において、専門医失効のために修練指導者不在となり、これから専門医を目指す若手の先生方に影響が及ぶことも散見されました。

そのような状況を検討し議論を重ねた結果、外科専門医制度で採用されている方式に倣って、認定登録医制度および専門医再取得制度を本年より導入します。

心臓血管外科専門医認定機構 代表幹事 種本 和雄

「認定登録医」

一時的もしくは恒久的事由により心臓血管外科専門医の更新申請資格要件を満たすに至らないが、従前の心臓血管外科診療の豊富な経験を背景に手術以外の当該領域の診療の継続が可能であると認定されるものを認定登録医として認定し、もって幅広く心臓血管外科診療に寄与する人材を確保することを目的としております。

1. **名称**：心臓血管外科認定登録医
2. **登録条件**：学術実績は満たすものの、手術実績が不足するために「心臓血管外科専門医」が更新できなくなった者を、「心臓血管外科認定登録医」として登録する。専門医失効後1年以内の申請が必要。
3. **更新制**：あり。5年毎の更新には、心臓血管外科専門医更新要件である学術実績が必要。
4. **特典**：直近の5年間に所定の手術実績を満たせば、その年度に「心臓血管外科専門医」へ復活申請できる。心臓血管外科専門医に復活するまでは、認定登録医であり、専門医資格は失効しておりますので、更新回数のカウントには入りません。

「再取得について」

申請資格を満たせずに更新が行えなくとも、失効後1年以内に、直近5年で心臓血管外科専門医の更新申請資格をすべて満たせば、**心臓血管外科専門医を再取得**することができます（心臓血管外科専門医の失効期間中に遡って認定される訳ではありません）。

【移行措置】

過去に心臓血管外科専門医資格を有していらっしゃった方全てを対象とし、本年（2019年）から3年間（2022年まで）専門医失効後1年以内に申請とする条件を緩和し、移行措置を適用します。専門医としての復活をお考えの方、認定登録医申請をお考えの方は2022年8月までに申請条件をそろえてご申請願います。

詳細はHPで、制度規則、施行細則などをご確認ください。